

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する告示の告示について（事務連絡）

令和4年3月23日、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する告示（令和4年厚生労働告示第79号）が別紙のとおり告示され、令和4年4月1日から適用することとされたところです。その趣旨及び主な内容等について下記のとおりとなりますので、これらについて十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図っていただく等、本告示の円滑な施行について特段の御配慮をお願いいたします。

記

1. 告示の趣旨

「障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議」の報告書（令和3年8月12日）において、「経過的施設入所支援サービス費」及び「経過的な生活介護サービス費」の支給を、令和5年度末まで継続することが適当とされたことを踏まえ、これらの経過的サービス費の支給を令和6年3月31日まで延長する改正を行う。

2. 改正の概要

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）において、経過的な生活介護サービス費及び経過的施設入所サービス費の支給期間を、現在、令和4年3月31日までとしているところ、令和6年3月31日まで延長する。

3. 適用期日

令和4年4月1日

○厚生労働省告示第七十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第三項及び第三十条第三項の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の一部を次の表のように改正し、令和四年四月一日から適用する。

令和四年三月二十二日

厚生労働大臣 後藤 茂之

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>別表</p> <p>介護給付費等単位数表</p> <p>第6 生活介護</p> <p>1 生活介護サービス費（1日につき）</p> <p>イ～ニ（略）</p> <p>注1～3（略）</p> <p>4 ニについては、別に厚生労働大臣が定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設において、注7に規定する指定生活介護等を行った場合に、利用定員に</p>	<p>別表</p> <p>介護給付費等単位数表</p> <p>第6 生活介護</p> <p>1 生活介護サービス費（1日につき）</p> <p>イ～ニ（略）</p> <p>注1～3（略）</p> <p>4 ニについては、別に厚生労働大臣が定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設において、注7に規定する指定生活介護等を行った場合に、利用定員に</p>

じ、令和6年3月31日までの間、1日につき所定単位数を算定する。

5～9（略）

2～15（略）

第9 施設入所支援

1 施設入所支援サービス費（1日につき）

イ～ホ（略）

注1（略）

2 ホについては、別に厚生労働大臣が定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設において、指定施設入所支援を行った場合に、利用定員に応じ、令和6年3月31日までの間、1日につき所定単位数を算定する。

3～5（略）

2～15（略）

じ、令和4年3月31日までの間、1日につき所定単位数を算定する。

5～9（略）

2～15（略）

第9 施設入所支援

1 施設入所支援サービス費（1日につき）

イ～ホ（略）

注1（略）

2 ホについては、別に厚生労働大臣が定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設において、指定施設入所支援を行った場合に、利用定員に応じ、令和4年3月31日までの間、1日につき所定単位数を算定する。

3～5（略）

2～15（略）